## ≪ 情報通信機器を用いた診療について ≫

当院では、患者さまの同意の下、特定の方に限り情報通信機器をもちいた診療を行っております。 尚、初診の場合には、以下の処方は行いません。

・麻薬及び向精神薬の処方
・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「１」の対象となる薬剤）の処方
・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する８日分以上の処方

## ≪ 一般名処方について（一般名処方加算） ≫

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。 一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。 一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

## ≪ 電子的診療情報連携体制整備加算３ ≫

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用を通じて患者さんの診療情報を取得・活用して質の高い医療の 提供に努めています。今後、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋を発行する体制を順次開始予定です。 マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ≪ 時間外対応加算１ ≫

当院では再診患者様に対して時間外も医師と連絡が取れるような体制を取っています。

## ≪ 明細書発行体制加算 ≫

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書 を無料で発行しています。 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方 は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

## ≪ 発熱患者様の対応 ≫

当院では、通院歴のない患者様の発熱外来の対応をしております。
来院前に必ずお電話いただき、ご案内させていただいております。

・別添１「第９」の１の（3）に規定する在宅療養支援診療所
・在宅がん医療総合診療料
・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
・二次性骨折予防継続管理料３
・在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注６の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注８及び歯科訪問診療料の注21に規定する在宅医療ＤＸ情報活用加算
・外来感染対策向上加算